

○佐賀県警察音楽隊の設置及び運営に関する訓令

昭和54年7月30日

本部訓令第13号

改正 令和3年3月26日警察本部訓令第7号

令和5年3月14日警察本部訓令第9号

令和7年7月28日警察本部訓令第16号

佐賀県警察音楽隊運営要綱（昭和31年佐賀県警察本部訓令第18号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 警務部広報県民課に、佐賀県警察音楽隊（以下「音楽隊」という。）を置く。

本条…一部改正〔平成13.6本部訓令第9、18.3本部訓令第10〕

（目的）

第2条 音楽隊は、音楽を通じて、県民と警察の融和を図り、もって警察広報活動（採用活動を含む。以下同じ。）に資するとともに、警察職員の士気の高揚及び情操の涵養に資することを目的とする。

本条…一部改正〔令和7.7本部訓令第16〕

（総括責任者）

第3条 音楽隊の総括責任者に警務部長を充てる。

2 総括責任者は、次の各号に掲げる事務を総括する。

- (1) 音楽隊の運営に関すること。
- (2) 隊員の訓練の推進に関すること。
- (3) その他音楽隊の活動に関する事務に関すること。

本条…追加〔令和7.7本部訓令第16〕

（副総括責任者）

第4条 音楽隊の副総括責任者に広報県民課長を充てる。

2 副総括責任者は、第10条に規定する事務を行うほか、総括責任者を補佐するものとする。

本条…追加〔令和7.7本部訓令第16〕

（編成等）

第5条 音楽隊は、隊長1人、副隊長1人、楽長1人及び副楽長若干人並びに所要の隊員をもって編成する。

2 隊長は、広報県民課広報官をもって充てる。

3 副隊長は、広報県民課課長補佐（広報担当）をもって充てる。

4 楽長及び副楽長は、隊員のうちから警察本部長（以下「本部長」という。）が年度ごとに指名する。ただし、楽長に適任者がいない場合は、部外の者を委嘱してこれに充てるものとする。

5 隊員は、音楽に関する素養と熱意を有する警察職員のうちから、本部長が年度ごとに指名する。

本条…一部改正〔平成7.1本部訓令2、18.3本部訓令10、令和5.3本部訓令9〕、旧3条…一部改正し繰下〔令和7.7本部訓令16〕

（任務）

第6条 隊長は、第3条第2項各号に掲げる事務を行うものとする。

2 副隊長は、隊長を補佐するとともに、隊長が不在のときは隊長の任務を代行する。

3 楽長は、第10条に規定する教養訓練及び演奏計画に基づき、隊員の教養訓練及び演奏活動の指揮に当たる。

4 副楽長は、楽長を補佐し、楽長が不在のときはその任務を代行する。

5 隊員は、第10条に規定する教養訓練及び演奏計画に基づき、教養訓練及び演奏活動に従事する。

本条…一部改正〔平成18.3本部訓令10、令和5.3本部訓令9〕、旧4条…一部改正し繰下〔令和7.7本部訓令16〕

（隊員の心得）

第7条 隊員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 音楽隊の使命を自覚し、常に奉仕的観念と熱意を失わないこと。
- (2) 規律を守り、品性を養い、音楽隊の名誉を汚さないこと。
- (3) 隊員相互の融和を図り、一致団結すること。
- (4) 常に技能を磨き、演奏水準の向上を図ること。
- (5) 演奏に当たっては、容姿を端正にし、品位の保持に努めること。

旧5条…繰下〔令和7.7本部訓令16〕

（音楽隊の派遣）

第8条 総括責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合に、音楽隊を派遣するものとする。

- (1) 警察が主催する儀式又は行事を行うに当たって、警察広報活動又は警察職員の士気の高揚若しくは情操の涵養に資するものであると認めるとき。
- (2) 公共団体その他の機関が行う公的行事であって、警察広報上効果があると認めると

き。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、警察運営上必要があると認めるとき。

旧 6 条…一部改正し繰下〔令和7.7本部訓令16〕

(派遣要請の手続)

第9条 職員が音楽隊の派遣要請を行う場合は、派遣を要する月の2か月前の末日までに音楽隊派遣要請書(様式第1号)により、隊長に対して行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

本条…一部改正〔平成18.3本部訓令10、令和3.3本部訓令7〕、旧7条…繰下〔令和7.7本部訓令16〕

(教養訓練、演奏計画)

第10条 副総括責任者は、毎月10日までに翌月に行う音楽隊の教養訓練及び演奏計画を定めるものとする。

本条…一部改正〔平成18.3本部訓令10、令和5.3本部訓令9〕、旧8条…一部改正し繰下〔令和7.7本部訓令16〕

(講師の招へい)

第11条 隊長は、音楽隊の演奏技術の向上を図るため必要があるときは、部外講師を招いて指導を依頼することができる。

本条…一部改正〔平成18.3本部訓令10〕、旧9条…繰下〔令和7.7本部訓令16〕

(所属長の責務)

第12条 隊員が所属する所属の長は、自所属の隊員が教養訓練及び演奏活動に従事できるよう、自所属において当該隊員の勤務の調整を図るなど、積極的に協力するものとする。

本条…一部改正〔令和5.3本部訓令9〕、旧10条…一部改正し繰下〔令和7.7本部訓令16〕

(楽器の管理)

第13条 隊員は、次の各号に定めるところにより、楽器を整備し、保管しなければならない。

- (1) 常に良好な状態で使用することができるよう整備しておくこと。
- (2) 教養訓練、演奏活動、手入等のため使用する場合は、所定の場所に収納して保管すること。ただし、隊長が許可した場合は、この限りでない。

旧11条…繰下〔令和7.7本部訓令16〕

(点検)

第14条 楽長は、毎月1回隊員の服装、楽器等の点検を行い、その結果を隊長に報告するも

のとする。

本条…一部改正〔平成18.3本部訓令第10〕、旧12条…繰下〔令和7.7本部訓令第16〕

(備付簿冊)

第15条 音楽隊に、次の簿冊を備え付け、必要事項を記録しておくものとする。

- (1) 隊員名簿 (様式第2号)
- (2) 訓練日誌 (様式第3号)
- (3) 演奏記録簿 (様式第4号)
- (4) 楽器原簿 (様式第5号)
- (5) 楽譜原簿 (様式第6号)
- (6) 音楽隊関係綴

旧13条…繰下〔令和7.7本部訓令第16〕

附 則

この訓令は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則 (平成7年1月30日本部訓令第2号)

この訓令は、平成7年2月1日から施行する。

附 則 (平成13年6月27日本部訓令第9号)

この訓令は、平成13年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日本部訓令第10号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年本部訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年本部訓令第9号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年本部訓令第16号)

この訓令は、令和7年8月1日から施行する。

様式第1号(第9条関係)

年 月 日

佐賀県警察音楽隊隊長 殿

(要請者)
住所(所在地)
団体名等
氏名

音 楽 隊 派 遣 要 請 書

日 時	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
場 所	
行事の概要 (要請の理由)	
参集予定人員	
主 催 者 (電話番号)	(— — 担当者)
参考事項	

(注) 派遣場所付近(パレードコースを含む。)及び派遣先施設の見取図を添付してください。

様式第2号(第15条関係)

隊 員 名 簿

所属	階級	氏名	生年月日	拝命年月日	隊員任命 年月日	担当楽器	備考

様式第3号(第15条関係)

訓 練 日 誌

年 月 日 曜日 天候									
場 所									
時 間	時 分 ~ 時 分						時間	時間分	
種 目									
内 容									
出 席 隊員数	名 中 名								
出 欠	氏 名	出席	欠席	理 由	氏 名	出席	欠席	理 由	
備 考									

様式第4号(第15条関係)

演 奏 記 録 簿					
				係	
年 月 日 曜日					天候
場 所					
時 間	時 分 ～ 時 分			時 間	時間分
要請者					
行事の名称及び内容					
参集人員	名				
演奏曲目					
出演隊員	名				
備 考					

様式第5号(第15条関係)

(表)
楽 器 原 簿

			番号		
品名			購 入 年月日		
メーカー (国名)			購入価格		
品番			収納箱	有 ・ 無	
個番			付属品		
貸与年月日		氏 名	確認欄	解除年月日	確認欄
備考					

(裏)
(修理記録)

[illegible]

様式第6号(第15条関係)

楽譜原簿

[illegible]

様式第 1 号（第 9 条関係）

本様式…全部改正〔令和5.3本部訓令 9〕、一部改正〔令和7.7本部訓令16〕

様式第 2 号（第15条関係）

本様式…全部改正〔令和5.3本部訓令 9〕、一部改正〔令和7.7本部訓令16〕

様式第 3 号（第15条関係）

本様式…全部改正〔令和5.3本部訓令 9〕、一部改正〔令和7.7本部訓令16〕

様式第 4 号（第15条関係）

本様式…全部改正〔令和5.3本部訓令 9〕、一部改正〔令和7.7本部訓令16〕

様式第 5 号（第15条関係）

本様式…全部改正〔令和5.3本部訓令 9〕、一部改正〔令和7.7本部訓令16〕

様式第 6 号（第15条関係）

本様式…全部改正〔令和5.3本部訓令 9〕、一部改正〔令和7.7本部訓令16〕